

次期「滋賀県行政経営方針」原案(案)からの主な変更箇所について

頁	項目	変更前	変更後	理由等
9	IV 行政経営の基本的な考え方 1 行政経営方針の位置づけ等 (1)位置づけ	基本構想で描いた目指す2030年の姿の実現に向けて、県は、多様な主体との対話・共感・協働を図り、政策を展開していく。	基本構想で描いた目指す2030年の姿の実現に向けて、県は、 <u>SDGsの視点を活用して政策等を検討、立案し、多様な主体との対話・共感・協働を図り、政策を展開していく。</u>	市町意見 ・基本構想に「SDGsの視点による政策の検討」が掲げられているので、整合性を取った方が良い。
9	IV 行政経営の基本的な考え方 1 行政経営方針の位置づけ等 (3)基本的な方向性	地方分権が進み、県はいわば中二階の地方自治体として、その存在意義が問われるとともに、複雑化・多様化する行政需要にも応えていかなければならない一方で、一部部局における長時間労働の顕在化など、健康経営の取組が必要となっている。	地方分権が進む中、県は、 <u>市町を包括する広域の自治体として、その存在意義が問われる一方で、複雑化・多様化する行政需要にも応えていかなければならない。また、一部部局における長時間労働の顕在化などがあり、健康経営の取組が必要となっている。</u>	市町意見 ・中二階という表現では抽象的すぎる感がある。自治法に基づき、県の位置づけを明確に示した方が良い。
10	IV 行政経営の基本的な考え方 2 2030年に向けて目指す5つの県庁の姿	iii 市町とともに自治を担う県庁 ・市町との適切な役割分担の下、市町と連携し、市町を補完する。 ・広域自治体の機能(高度専門的、先駆的、県内調整等)に特化する。	iii 市町とともに自治を担う県庁 ・市町との適切な役割分担の下、市町と連携し、市町を補完する。 ・広域自治体の機能(<u>広域連携、高度専門的、先駆的、市町連絡調整等</u>)に特化する。	市町意見 ・県は、広域事務、連絡調整事務、補完事務を処理することとされており、この機能の重点化を図る必要がある。
15	V 取組項目および取組方針 視座1「ヒト」 (2)組織・体制等 ②地方機関のあり方検討	各地方機関については、今後、本県においても人口減少、少子高齢化が一層進んでいくため、中・長期的な視点で各地域の将来の姿をイメージしつつ、市町との適切な役割分担、民間を含む他機関との役割分担の観点から、所管業務・区域など、そのあり方を幅広く検討する。	各地方機関については、今後、本県においても人口減少、少子高齢化が一層進んでいくため、中・長期的な視点で各地域の将来の姿をイメージしつつ、市町との適切な役割分担、民間を含む他機関との役割分担の観点から、所管業務・区域など、そのあり方を幅広く検討し、 <u>必要な見直しを行う。</u>	庁内意見を踏まえ変更

頁	項目	変更前	変更後	理由等
23	V 取組項目および取組方針 視座3「財源」 (1)財政収支見直し	また、財源調整的な基金は、経済情勢の急転や災害などの不測の事態への備えや、将来に向けた必要な投資、毎年度の予算編成における財源調整等のために一定の残高を確保しておく必要があるが、平成29年度(2017年度)末の残高は236億円まで減少している。今後、財源不足への対応のために財源調整的な基金の大幅な取り崩しが続くと、年度間の財源調整の余地が狭まり、安定的な財政運営が困難になるおそれがある。	また、財源調整的な基金は、経済情勢の急転や災害などの不測の事態への備えや、将来に向けた必要な投資、毎年度の予算編成における財源調整等のために必要なものであるが、平成20年度(2008年度)末の23億円に比べれば回復しているものの、平成29年度(2017年度)末の残高は236億円で十分とまでは言えない状況である。今後、財源不足への対応のために財源調整的な基金の大幅な取り崩しが続くと、年度間の財源調整の余地が狭まり、安定的な財政運営が困難になるおそれがあるため、一定の残高を確保しておく必要がある。	市町意見 ・P4(Ⅱ これまでの行財政改革の取組と成果)とP23の文章表現を合わせた方が良い。
26	V 取組項目および取組方針 視座3「財源」 (2)財源不足への対応 ②歳出見直し	また、単なる経費の削減だけではなく、各事業において、歳入確保につながる工夫・改善を行うことにより、実質的な負担を抑制する。	単なる経費の削減だけではなく、各事業において、歳入確保につながる工夫・改善を行うことにより、実質的な負担を抑制する。 <u>また、これまでから連携してきた市町等との関係は、引き続き重要であることから、見直しに当たっては十分な対話に努める。</u>	市町意見 ・「市町との関係を引き続き重要視する」を明記する。 ・「歳出見直しについて市町との対話に努める」を明記する。 ・市町等と事業のあり方や役割分担について協議を行っていただきたい。 ・「見直しに当たっては関係先と対話を行った上で理解を得る。」と修正することを提案。

頁	項目	変更前	変更後	理由等
28	V 取組項目および取組方針 視座3「財源」 (4)「未来へと幸せが続く滋賀」構築 に向けた行政需要と新たな財源	「未来へと幸せが続く滋賀」をみんなの 力でつくるため、人口減少・少子高齢化局 面、琵琶湖とこれを取り巻く環境の変化、 多様化する来訪者への対応など、社会環 境の変化に伴う需要の高まりが大きい行 政施策について、社会的な必要性や効 果、実施のための必要な財源、その負担 の仕組みのあり方について積極的に研 究、議論を進め、検討していく。	「未来へと幸せが続く滋賀」をみんなの 力でつくるため、人口減少・少子高齢化局 面、琵琶湖とこれを取り巻く環境の変化、 多様化する来訪者への対応など、社会環 境の変化に伴う需要の高まりが大きい行 政施策について、社会的な必要性や効 果、実施のための必要な財源、その負担 の仕組みのあり方について、必要な体制 整備を図りながら、積極的に研究、議論を 進め、検討していく。	庁内意見を踏まえ変更
30	V 取組項目および取組方針 視座4「情報」 (3)公開 ②条例に基づく現用公文書の適正 な管理および特定歴史公文書等の 適切な保存、利用等の推進	(仮称)滋賀県公文書等の管理に関する 条例において定める、現用公文書の作成 義務をはじめとする文書の作成から整理、 保存、(仮称)滋賀県立公文書館への移管 または廃棄に至るまでのルールが徹底さ れるよう、職員に対する必要な知識を習得 させるための研修の実施その他必要な措 置を講じる。 また、歴史的価値のある文書について、 歴史公文書として確実に保存し、公文書 館で一元的に管理するとともに、新たに設 ける県民の利用請求権の適正な運用や、 学校教育での活用、図書館等との連携、 公文書館での展示その他の方法により、 一層の利用の促進を図る。	滋賀県公文書等の管理に関する条例に おいて定める、現用公文書の作成義務を はじめとする文書の作成から整理、保存、 廃棄または滋賀県立公文書館への移管 に至るまでのルールが徹底されるよう、職 員に対して必要な知識を習得させるため の研修の実施その他必要な措置を講じ る。 また、歴史的価値のある文書について、 特定歴史公文書等として確実に保存し、 公文書館で一元的に管理するとともに、特 定歴史公文書等の利用請求制度の適正 な運用や図書館等との連携、公文書館で の展示その他の方法により、一層の利用 の促進を図る。	条例案検討の進捗に基づき 変更